様式７

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 受付番号 |  |
|  | 区　　分 | □新規　□変更 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（西暦）　　　　年　　　　月　　　　日

人を対象とする研究に係る利益相反自己申告書

摂南大学長 　様

申　告　者

所　属

職　名

氏　名

私の人を対象とする研究に係る利益相反に関する状況は下記のとおりであることに間違いありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 研究題目 |  |

1. 評価を受ける者の立場

A　申告研究者

当該研究に関係するものについて洩れなく記載すること

1. 外部活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外部活動の有無 | 有・無 | （該当するものに○） |
| （有の場合のみ，企業・団体ごとに記載） |
| 企業・団体名 |  |
| 役　割（役員・顧問等） |  |
| 活動内容 |  |
| 活動時間（時間／月） |  |

２）企業・団体からの収入　　複数の場合，列記する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入の有無 | 有・無 | （企業・団体等からの収入が年間合計100万円を超える場合に○） |
| （有の場合のみ，企業・団体ごとに下記の項目にて記載） |
| （１）企業・団体名 |  |
| 　　　報酬・給与 | 　　　　万円／年 | ﾛｲﾔﾘﾃｨ | 　　　　　　　万円／年 |
| 　　　原　稿　料 | 　　　　万円／年 | 講演謝礼等 | 　　　　　　　万円／年 |

　　　その他の贈与　　　　　 万円／年

B　申告研究者の家族　（一親等まで）

当該研究に関係するものについて洩れなく記載すること

1. 外部活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外部活動の有無 | 有・無 | （該当するものに○） |
| （有の場合のみ，企業・団体ごとに記載） |
| 企業・団体名 |  |
| 役　割（役員・顧問等） |  |
| 活動内容 |  |
| 活動時間（時間／月） |  |

２）企業・団体からの収入

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入の有無 | 有・無 | （企業・団体等からの収入が年間合計100万円を超える場合に○） |
| （有の場合のみ，企業・団体ごとに下記の項目にて記載） |
| （１）企業・団体名 |  |
| 　　　報酬・給与 | 　　　　万円／年 | ﾛｲﾔﾘﾃｨ | 　　　　　　　万円／年 |
| 　　　原　稿　料 | 　　　　万円／年 | 講演謝礼等 | 　　　　　　　万円／年 |

　　　その他の贈与　　　　　 万円／年

1. 申告研究者の産学連携活動にかかる受け入れ額

|  |
| --- |
| 申請臨床研究に係るもので，申告者もしくは所属分野が関与した共同研究，受託研究、コンソーシアム，実施許諾・権利譲渡，技術研修，委員等の委嘱，依頼出張，客員研究員・ポストドクトラルフェローの受け入れ，研究助成金・奨学寄附金受け入れ，依頼試験・分析などを含む。 |
| 産学連携活動 | 有・無 | （産学連携活動のうち、同一組織における過去１年間の合計受入額が200万円を超える場合に○） |
| 活　動　内　容 |  |
| 企　業　名 |  |
| 授　受　金　額 | 　　　　　　　　　　　万円／年 |

1. 産学連携活動の相手先のエクイティ

|  |
| --- |
| ｴｸｲﾃｨequityとは，公開・未公開を問わず，株式，出資金，ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝ，受益権等をいう |
| ｴｸｲﾃｨ保有の有無 | 有・無 | （該当するものに○） |
| 企　業　名 |  |
| ｴｸｲﾃｨの種類（数量） |  |

* 記載例，公開株（100株：時価430万円相当），未公開株 （発行株総数の８％）
1. インフォームドコンセント、インフォームドアセントへの記載

|  |
| --- |
| 利益相反に関する記載説明文を添付すること。様式は任意。 |
| 記載の有無 | 有・無 | （該当するものに○） |

注意

1. 申告日より起算して，1年間の活動・報酬について記載すること。

２）研究実施期間中に新しく利益相反状態が発生した場合には，その時点より

6週間以内に修正した自己申告書を提出すること。

３）研究者ごとに提出すること。

（　連　絡　事　項　）

　個人情報の保護には十分に留意します。

また、摂南大学利益相反マネジメント委員会規定第１４条の規定により、同委員会及び小委員会の委員ならびに利益相反アドバイザー、担当事務職員は、職務上知り得た情報についての守秘義務が課せられています。

参考

兼職活動とは、「学園以外の職務」に従事しようとすることをいい、「他大学の非常勤講師の職に就く場合」や「国または地方公共団体もしくはこれに準じる公益団体から委嘱を受けての委員等の職に就く場合」などがこれにあたります。

兼職の定義については、学園規定「兼職に関する取扱要項」をご参照ください。

学園規定「兼職に関する取扱要項」（抜粋）

(兼職の定義)

第2条　この要項において兼職とは、つぎの各号に該当する学園以外の職務に従事することをいう。

イ　大学等教育機関の非常勤講師の職に就くこと

ロ　国または地方公共団体もしくはこれに準じる団体および民間企業から委嘱を受けて市民講座、研修講座等の講師の職に就くこと

ハ　国または地方公共団体もしくはこれに準じる公益団体から委嘱を受けて非常勤の各種委員等の職に就くこと

ニ　学会および協会またはこれらに準じる学術研究団体から委嘱を受けて非常勤の役員、評議員または各種委員等の職に就くこと

ホ　社会教育・文化・体育等に関する諸団体から委嘱を受けて非常勤の役員、顧問または評議員等の職に就くこと

へ　民間企業または諸団体から委嘱を受けて非常勤の役員、顧問、監査役、事務局長または医師等の職に就くこと

ト　研究成果を活用する企業の設立に関与し、その会社の非常勤の役員等の職に就くこと

チ　自己の名義で、営利企業を経営する職(名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む)に就くこと

リ　理事長が特に命じて学園以外の組織の職に就くこと

ヌ　その他理事長が特に認める学園以外の職に就くこと